

目次

2022年 3月 762号

特集	令和3年度補正予算 中小企業庁関係…………… 2
組合情報	令和3年度 大阪府商工関係者表彰…………… 4 大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介…………… 6
組合等事業向上 支援事業関連情報	組合ビジョン策定（富田林中小企業工業協同組合）…………… 10
調査・研究	府内中小企業の景況（情報連絡員報告令和4年1月分）…………… 12
大阪府中央会 お知らせコーナー	組合が行う変更登記…………… 15 通常総会終了後の諸手続きのポイント…………… 16 中央会さんちょっと教えて！ 令和4年度 税制改正のポイント…………… 18 「大阪・関西万博 大阪パビリオン出展基本計画案 紹介（その4）」…………… 20
大阪府中央会 主な実施事業	若手社員の戦力化を目指した定着研修を開催…………… 22
共済制度	大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…………… 23
中央会日記	大阪府中央会の行事予定…………… 30

特集

組合情報

組合等
事業向上
支援事業
関連情報

調査・研究

大阪府
中央会
お知らせ

大阪府
中央会
主な実施
事業

各種
共済制度

令和3年度補正予算 中小企業庁関係

事業復活支援金のご案内

< 令和3年度補正予算 >

コロナの影響で 売上げが減少している 皆様へ

事業復活支援金のご案内

事業復活支援金

- ✓ 法人は上限最大250万円を給付
- ✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

* 対象者：新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上げが、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上げと比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

* 給付額：

> 上限額

売上高減少率	個人 事業者	法人		
		年間売上高 [※] 1億円以下	年間売上高 [※] 1億円超～5億円	年間売上高 [※] 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

> 算出式：
給付額 = (基準期間^{※1}の売上高) - (対象月^{※2}の売上高) × 5

※1 2018年11月～2019年3月 | 2019年11月～2020年3月 | 2020年11月～2021年3月のいずれかの期間
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)
※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月
(基準期間の同月と比較して売上げ50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

* 申請方法：登録確認機関^{※1}による事前確認の後、
申請用のWEBページ^{※2}から申請いただけます。
※1 1月24日の週から事務局HPにて連絡先等を公表予定
※2 通常申請の受付開始時(1月31日の週に開始予定)に、事務局HPにて開設予定

> 必要書類：確定申告書、通帳（振込先が確認できるページ）、
履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）、宣誓・同意書
対象月の売上台帳等（ほか）
注：申請される方の状況（一時・月次支援金の受給や登録確認機関との
継続支援関係[※]有無、その他特例を用いる場合など）により必要書類
は異なります。詳しくは制度概要資料をご確認ください。
※ 具体的には、特別の法律により設置された機関の会員・組合員や、法律に基づく土壌の顧問先、
金融機関の事業性融資先、登録確認機関の取扱継続した支援先など。
(詳しくは制度概要資料をご確認ください。)

* 開始時期：申請期間：2022年1月31日～5月31日

事業復活支援金事務局HP：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

お問い合わせ先

事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】 TEL：0120-789-140 (IP電話から：03-6834-7593 ※通話料がかかります)
【登録確認機関専用】 TEL：0120-886-140 (IP電話から：03-4335-7475 ※通話料がかかります)
いずれの相談窓口も受付時間は8時30分～19時00分(土日、祝日を含む全日対応)

資金繰り支援のご案内

< 令和3年度補正予算等 >

資金繰りに お悩みの皆様へ

資金繰り支援のご案内

資金繰り支援

- ✓ 政府系金融機関の
実質無利子・無担保融資
を年度末まで実施
- ✓ 資本性劣後ローン
を来年度も実施
- ✓ 伴走支援型特別保証を上限引上げ
のうえ、来年度も実施

資金繰り支援

* 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の申込期限を年度末まで延長します。

* 資産査定上「資本」とみなせるため、民間金融機関の支援が受けやすくなる日本政策金融公庫による資本性劣後ローンを来年度も実施します。

* 金融機関の伴走を条件に保証料が引き下がる伴走支援型特別保証を、利用上限額を引き上げたうえで、来年度も実施します。

○ 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資

- * 対象者：新型コロナの影響で、売上げが減少した中小企業
(小規模個人▲5%/小規模法人▲15%/その他▲20%)
- * 開始時期：受付中(期間を今年度末まで延長)
- * 無利子上限：日本政策金融公庫(中小)3億円、(国民)6,000万円
商工組合中央金庫3億円
- * 無利子期間：当初3年間
- * 貸付期間：運転資金15年以内、設備資金20年以内
- * 据置期間：最大で5年

○ 日本政策金融公庫による資本性劣後ローン

- * 対象者：新型コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や
一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業
- * 開始時期：受付中(来年度も実施)
- * 融資上限：日本政策金融公庫(中小)10億円、(国民)7,200万円
- * 貸付期間：5年1か月、7年、10年、15年、20年
※元本については、期限一括償還

○ 伴走支援型特別保証

- * 対象者：新型コロナの影響を受け、売上げが15%以上減少した中小企業で、
金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者。
- * 開始時期：受付中(来年度も実施)
- * 融資上限：6,000万円(現在は4,000万円。令和4年2月より引上げ。)
- * 保証料：原則0.2%
- * 保証期間：最大で10年
- * 据置期間：最大で5年

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876)

※最新の情報は、中小企業庁ホームページで確認ください。
 (https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html)



生産性革命推進事業のご案内

<令和3年度補正予算>

生産性向上に 取り組む皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

- ✓ 最大2,000万円の設備投資補助

持続化補助金

- ✓ 最大200万円の販路開拓等補助

IT導入補助金

- ✓ 最大350万円のITツール導入補助
(別途PC等の購入も支援)

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・引継ぎに係る取組を
最大600万円補助

ものづくり・商業・サービス補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引き上げを行います(最大1,250万円、補助率2/3)。
- * グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます(グリーン枠) 最大2,000万円・(デジタル枠) 最大1,250万円、補助率2/3)。

補助対象	申請類型	補助上限額(※1)	補助率
* 補助対象: 革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等 * 補助上限額と補助率: 右表参照	通常枠		1/2(※2)
	回復型賃上げ・雇用拡大枠(※3)	750万円、1,000万円、1,250万円	2/3
	デジタル枠		
* 開始時期: 10次公募(2月中旬に公募開始予定)からの実施を予定	グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

(※1) 従業員規模により異なる (※2) 小規模事業者・再生事業者は2/3 (※3) 給与支給総額を年平均1.5%以上増加かつ事業計画最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる赤字事業者が対象

持続化補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。(成長・分配強化枠) 最大200万円、補助率原則2/3(赤字事業者の場合には3/4)
- * 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。(新陳代謝枠) 最大200万円・(インボイス枠) 最大100万円、補助率2/3)

補助対象	申請類型	補助上限額	補助率
* 補助対象: 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等 * 補助上限額と補助率: 右表参照	通常枠	50万円	
* 開始時期調整中	成長・分配強化枠 (売上・営業内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業が対象)や事業規模の拡大)	200万円	2/3 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4)
	新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者の新たな取組)	200万円	
	インボイス枠 (インボイス発行事業者への転換)	100万円	

IT導入補助金

- * インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助を行います。

補助対象	申請類型	補助上限額	補助率
* 補助対象: ITツール [※] 、PC、タブレット、レジ等 ※ 会計ソフト、業務システム、決済ソフト等	ITツール	50万円	補助率3/4
* 補助上限額と補助率: ITツール		50~350万円	補助率2/3
* 開始時期調整中	PC、タブレット等	10万円	補助率1/2
	レジ等	20万円	補助率1/2

事業承継・引継ぎ補助金

- * 事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

補助対象	申請類型	補助上限額	補助率
* 補助対象: ・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等 ・事業引継ぎ時の専門家活用費用等 ・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等		150万円~600万円	1/2~2/3
* 開始時期調整中			

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金: 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 (03-3501-1816)
- ・持続化補助金: 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (03-3501-2036)
- ・IT導入補助金: 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 (03-3501-1763)
- ・事業承継・引継ぎ補助金: 中小企業庁 事業環境部 財務課 (03-3501-5803)

事業再構築支援のご案内

<令和3年度補正予算>

事業の再構築に 取り組む皆様へ

事業再構築支援のご案内

事業再構築補助金

- ✓ 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向けの特別枠を創設します
- ✓ グリーン分野での取組を重点的に支援する特別枠を創設します

事業再構築補助金

- * 売上高減少要件を一部緩和するなど使い勝手を向上させます。
- * 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する特別枠を創設します(最低賃金枠等も継続)。(最大1,500万円/補助率3/4(中小))
- * グリーン分野への取組に対する特別枠を創設します。(売上高減少要件撤廃、最大1億円/補助率1/2(中小))

- * 対象要件: ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
(※)以下の要件は概算
「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」
(※)複数事業者が連携する場合は売上高減少分の合算が可能
- ②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること等
- * 開始時期: 第6回公募(令和4年3月末頃公募開始予定)からの実施を予定(第5回公募は現在の申請類型で1月中公募開始予定)
- * 対象経費: 建物費(※)、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
(一部の経費については上限等の制限あり)
(※)移転に伴う一時的な賃借料等の賃借料についても建物費の一部として認める。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引き上げの影響を受け、その原資の確保が困難な業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※2)	中小3/4 中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3

(※1) 補助上限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2(中小)、4,000万円超は1/3(中堅)

お問い合わせ先

- 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 (03-3501-1816)

令和3年度 大阪府商工関係者表彰

このたび、本会会員組合役員等40名の方々が府内商工関係者表彰を、受賞されました。
受賞者の皆様は下記の通りです。
ご受賞、おめでとうございます。

(令和4年2月8日付表彰)

大阪府商工関係者表彰（団体役員部門）

(順不同、敬称略)

デザイン振興関係

堤 裕 成 (大阪ディスプレイ協同組合 副理事長)

製造業関係

西 村 成 広 (大阪建築金物工業協同組合	監 事)
松 藤 典 子 (大阪タオル工業組合	理 事)
池 下 徳 史 (大阪府印刷工業組合	理 事)
山 崎 壮一郎 (大阪府紙工協同組合	副理事長)
米 田 俊 雄 (関西ダイカスト工業協同組合	理 事 長)
田 中 光 一 (関西ダイカスト工業協同組合	常任理事)
鴻 上 浩 之 (関西ダイカスト工業協同組合	理 事)
小 林 繁 (関西ダイカスト工業協同組合	理 事)
松 井 正 (関西ダイカスト工業協同組合	理 事)
森 田 浩 史 (関西ダイカスト工業協同組合	理 事)
松 田 洋 明 (関西ねじ協同組合	理 事)
由 良 宜 彦 (関西ねじ協同組合	理 事)
廣 瀬 安 宏 (近畿印刷産業機材協同組合	副理事長)
柳 澤 隆 司 (近畿印刷産業機材協同組合	副理事長)
馬 場 修 三 (堺刃物商工業協同組合連合会	専務理事)
柴 田 哲 男 (シール印刷大阪府協同組合	副理事長)
森 山 健 二 (シール印刷大阪府協同組合	副理事長)
小 林 恵 治 (全日本ブラシ工業協同組合	理 事)
松 下 俊 治 (全日本ブラシ工業協同組合	理 事)
水 谷 洋 一 (全日本ブラシ工業協同組合	理 事)

卸売業関係

眞鍋忠彦	(大阪機械卸業団地協同組合)	理事
天野建治	(大阪建築金物卸商協同組合)	理事
白井勲	(大阪建築金物卸商協同組合)	理事
俣野太一	(大阪タオル卸商業組合)	副理事長
松岡良幸	(大阪タオル卸商業組合)	監事
高橋敦司	(大阪塗料商業協同組合)	理事
藤澤義弘	(大阪鋸螺卸商協同組合)	理事
大塚正	(大阪府家庭金物卸協同組合)	理事
松若富員	(大阪府瓦商工業協同組合)	理事
米満協	(関西電線販売業協同組合)	監事
西村陽介	(関西ビニール卸協同組合)	副理事長
古賀淳一	(協同組合西日本帽子協会)	理事
糸井宏之	(西部工業用ゴム製品卸商業組合)	副理事長
伊藤吉秀	(西部工業用ゴム製品卸商業組合)	理事

小売業関係

児玉充子	(大阪府粧業協同組合)	常任理事
山中幸一	(大阪文具事務用品協同組合)	理事

運輸・観光関係

前田栄次	(協同組合大阪府旅行業協会)	理事
------	----------------	----

保安対策関係

草野峯隆	(大阪高圧ガス溶材協同組合)	理事
棚橋秀行	(大阪府電気工事工業組合)	理事

大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介

近畿鍛工品事業 協同組合

【組合について】

当組合は鍛造業が集い、大阪府下を中心に滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県及び愛媛県の組合員54社と賛助会社33社からなる事業協同組合です。

常設する5つの委員会活動を中心として、組合員相互の親睦、情報交換を主軸に事業を展開、広報紙の月刊発行を行い、組合員への短期資金転貸融資も実施しております。特に注力しているのが人材育成で、「ヒトづくりモノづくり ネットワークづくり KINTAN」のスローガンのもと、年10回ほどのセミナーを実施しています。

1949年設立で、2019年に設立70周年を迎えました。ちょうどコロナの流行る直前でもあり、盛況裡に式典を開催できたのが幸運でした。

【組合概要】

組合住所 大阪市北区天満2-15-13
 組合電話 06-6351-0048
 理事長 宮嶋 誠一郎(大阪府中小企業団体中央会 理事/
 株式会社ミヤジマ 代表取締役会長)
 副理事長 阪口 善樹 遠藤 善三郎
 専務理事 杉谷 繁治



【組合について】

昭和24年中小企業協同組合法が制定された1年後、当組合は任意団体「大阪眼鏡卸協会」を改組して58名が、昭和25年7月現在の大阪眼鏡卸協同組合として登記発足しました。

それ以来今日まで、相互扶助の精神に基づき、組合員の融和を図るため共同購入、販売促進事業、福利厚生事業等各種事業活動を積極的に展開し、昭和40年、組合会館「眼鏡会館」を建設、組合活動の恒久的基盤も確立し、組合員のみならず業界の振興発展に大きく貢献しました。

【組合概要】

組合住所 大阪市天王寺区上本町8-6-3
 組合電話 06-6771-2552
 理事長 西村 文子
 (大阪府中小企業団体中央会 理事/
 株式会社サンニシムラ 取締役)
 副理事長 岸田 二彦 開高 みどり
 専務理事 東 二雄

大阪眼鏡卸 協同組合



大阪府鍍金 工業組合

〔組合について〕

当組合は、大正7年9月2日に大阪鍍金同業組合が創立され、その後、工業組合、工業統制組合、戦後より工業協同組合、昭和47年8月2日に中小企業団体の組織に関する法律に基づき正式に大阪府内の電気めっき業を営む中小企業の団体として組合員数501名にて大阪府鍍金工業組合に改組され、現在に至っています。現在の組合員は175名で、大多数が転廃業です。

初心者向け5日間の夜学研修「めっき技短期講習会」・長期1年間の高度な学校「大阪高等めっき技術訓練校」・昭和40年より毎年実施の「電気めっき技能検定」にて各企業のエキスパート養成による人材育成事業、国府市の助言とめっき汚泥の処理処分事業による環境対策への取り組みと規制遵守への支援強化、安衛法による年2回の特殊健康診断の実施と経営上最も重要な資金調達に必要な税制・給付金・補助金・助成金等の情報を集め組合員に提供し各企業の経営方策の一助としています。



〔組合概要〕

組合住所 大阪市東成区中道3-1-14
 組合電話 06-6972-1791
 理事長 野村 重之(大阪府中小企業団体中央会 理事/
 アルファメック株式会社 代表取締役社長)
 副理事長 上田 泰久 野村 修平 辻 克之
 前田 浩孝

〔組合について〕

近年の急速なIT発展は、中小企業や個人事業主も多大な影響を受け、大企業との間の情報格差が懸念される一方、中小企業や個人事業主がITを活用することにより生産性の向上や、ビジネスチャンス拡大の可能性を高めるものです。当組合は、名称通り中小企業や個人事業主のIT化推進のための環境整備や支援を実施することを目的としています。

また、わが国古来より伝承される東洋療法を業とする国家資格免許保有者である鍼灸師、マッサージ師のサポートを中心に、「公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会」並びに「大阪府東洋療法協同組合」の外郭団体として一般の鍼灸師、マッサージ師にも門戸を広げ活動しております。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市阿倍野区昭和町2-10-5
 組合電話 06-6627-0338
 理事長 廣野 敏明
 (大阪府中小企業団体中央会 理事/
 大阪府東洋療法協同組合 理事長)
 専務理事 左向 栄二郎



大阪府ITサポート 企業組合

近畿倉庫事業 協同組合

〔組合について〕

当組合は、昭和37年設立の近畿地区の営業倉庫許可業者による協同組合です。

設立以来、倉庫事業の活動促進と経済的地位の向上を目指して、大阪府中小企業団体中央会様、商工中金様等のご支援・ご協力を頂いて、組合員の相互秩序の精神に基づき組合員のために必要な共同事業、共同購買事業、人材確保育成事業等を行い、組合員の自主的な経済活動を促進し、且つその経済的地位向上を図ることを目的に推進しております。

とりわけ、人材確保育成事業では、組合員従業員の勤労意欲及びモラル向上の定着化を図る目的で「優良従業員の理事長表彰」を毎年実施しております。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市西区立売堀3-1-14
 組合電話 06-6532-4691
 理事長 堀畑 浩重
 (大阪府中小企業団体中央会 理事/
 阪南倉庫株式会社 代表取締役社長)
 副理事長 加藤 又輝 山中 恵司



〔組合について〕

戦後混乱期の大阪で不正・無届での給水工事が横行する状況を憂い、業者団体から大阪市へ公認制度の制定を請願し認められ、昭和22年12月8日大阪市公認給水工事請負業者組合として創立。その後時代に応じ共同購買事業、設計申請補助業務、資格・技術研修事業に取り組んでいます。組織改革による改組を経ながら組合員の技術力・社会的地位の向上に努めると共に、地域に根差したプロフェッショナル集団として大阪市の上下水道事業を遂行し、ライフラインの一翼を担って参りました。また業界で働く若年労働者育成の観点から大阪府認可の大阪配管高等職業訓練校を昭和38年に設立し、多くの技術者を輩出しています。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市北区西天満3-6-32
 組合電話 06-6363-4631
 理事長 前田 隆司
 (大阪府中小企業団体中央会 理事/
 株式会社前田商会 代表取締役)
 副理事長 木村 之彦 岡嶋 寛

大阪市管工設備 協同組合



関西電子情報産業 協同組合



〔組合について〕

当組合は1983年設立し、関西地域のマイクロ・エレクトロニクスを活用した製品・システム・ソフトウェアなどを提供する事業者で構成しています。

インターンシップ、求人から新人研修、中核研修など、人財に関わる事業を一貫として行っています。

また、組合員のビジネスを拡大するための交流（ビジネスリンク部会）を2か月ごとに50～80名程度が参加して実施しています。

さらに、経営力を高めるためのセミナーや先端技術（AI等）を習得する研修、中国のIT団体との交流、ベトナムからの人財受入、海外視察なども行っています。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市西区鞠本町1-8-4

大阪科学技術センター5F

組合電話 06-6447-1978

理事長 牧草 亮輔(大阪府中小企業団体中央会 理事/
株式会社シーエスコミュニケーション 代表取締役)

副理事長 小原 史郎 神谷 坦 西岡 朗

原田 徹朗 三宅 安幸 山崎 貞彦

〔組合について〕

当組合は、大正11年に看板業の組合として発足、昭和41年2月に現在の形になりました。広告物の企画・製作・設置・メンテナンス等、多岐にわたる業者で構成しています。屋外広告というと、観光名所としても知られる道頓堀や通天閣界隈の賑やかな看板が有名ですが、近年ではデジタルサイネージをはじめとした新たな情報発信の手段で街にうらおいと活気を作り出しています。また、近年の自然災害等による看板落下等の事故を防ぐため、看板のメンテナンスに対応できる人材育成にも力を入れていきます。

組合員のネットワークは近畿、全国に広がっており、行政とも協働しながら、安心・安全で美しい街づくりを目指して活動しております。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市天王寺区生玉前町5-31

アンビション三和II401号室

組合電話 06-6776-8108

理事長 松田 政幸

(大阪府中小企業団体中央会 理事/
大阪クロード株式会社 代表取締役社長)

副理事長 高見 徹 北山 誉至宗 市口 勝正

細川 公志 綿谷 賢治 石川 哲朗

専務理事 近藤 伸二

大阪屋外広告美術 協同組合



組合ビジョン策定 富田林中小企業工業協同組合

富田林中小企業工業協同組合は昭和56年に設立され、金属製品、プラスチック製品、機械器具製品製造業、紙器製造業、鉄鋼業を行う事業者で構成され、中小の製造業が中心となり、富田林を拠点に製造業が集積した富田林中小企業団地の1団体として設立された。

組合員は、先代から事業継承されている二代目経営者、団地内にて一貫生産している特徴的な企業が多い。少人数でも継続している企業、海外に拡大している企業など様々である。また、令和2年の役員改正を受けて、二代目を中心とした新たな理事体制に移行したことをきっかけに、教育・情報事業の更なる強化、既存事業の継続、組合員減少に歯止めを掛け組合員数の維持を目指すことにより、組合員にとって有意義で魅力ある新たな取り組みへの実現を目指している。

そこで、将来を見据えた組合運営・事業の実施に取り組むためにも、数年先に向けた今後の方向性を検討することになり、令和2年度において、大阪府の組合等事業向上支援事業を活用し、大阪府中央会及び専門家からのアドバイスを受けた上で組合ビジョンを策定した。

○現状分析のまとめ

強み (Strengths)	弱み (Weaknesses)
<ul style="list-style-type: none"> • 二代目を中心となる理事体制が構築され、意思疎通がスムーズである。また、組合事業の新たな事業展開に対して意欲的である。 • 純資産、事業収益、当期純利益は増加傾向にあり、盤石な財務体質を保有。 • 先代から事業継承されている二代目経営者が多く、団地内にて一貫生産している特徴的な企業が多い。 • 富田林中小企業団地内の4組合は、互いに連携関係を保有している。 • 組合は人との出会いの場であり、先輩方との懇親の場である。 • 駐車場、集団検診等は魅力的である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 組合員の企業規模により課題は異なる（少人数でも継続、海外に拡大等）。 • 組合員が助成金、新技術等の情報をキャッチアップすることは難しい。 • 託児所や福利厚生などの働きやすい環境づくりは避けられない。 • 会社業務が多忙なため、組合の新規事業への協力は難しい。 • 組合員の減少に歯止めがかからない（出資金の制約から、新たな組合員の加入が阻害など）。 • 組合に何かを求めるのではなく、組合に対する各組合員の意識を変える必要が求められている。
機会 (Opportunities)	脅威 (Threats)
<ul style="list-style-type: none"> • 製造業においては、工業団地は受け皿として一定の役割を果たしている。 • 立地地点選定理由としては、本社・他の自社工場への近接性、地価、工場、団地の順となっている。 • 経営上の立地理由は、「既存事業の拡大」が最も多くなっている。 • 所在地を選ぶ理由としては、「本社等との位置関係」、次いで「産業集積（調達先・市場）」となっている。 • 所在地選びで重視する要因は、製造業では「本社等との位置関係」を最も重視する傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 借地立地における団地立地割合は2割程度で推移、近年は若干低下傾向。 • 所在地選びで重視する要因として、近年ではBCP（事業継続計画）の観点から、災害等のリスクが考慮される。 • 県外など遠方への立地に際しては、製造業では規模が重視される傾向にある。 • コロナ禍におけるサプライチェーンの見直し求められる。

○今後の方向性

検討会での現状分析や意見交換の結果、今後の方向性は「組合員減少に歯止めを掛け、組合員数の維持を目指すことにより、組合員にとって有意義で魅力ある取り組みの強化を図ること」であると結論づけ組合ビジョンを下記のとおり設定した。

○ビジョン2025

組合員減少に歯止めを掛け、組合員数の維持を目指す

○組合が今後目指すべき方向性

組合員にとって有意義で魅力ある取り組みの強化

教育・情報事業のさらなる強化	既存事業の継続
<p>(1) 研修会・セミナーの開催（組合員教育支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員ニーズの収集・把握 ・セミナー開催（資金繰り、助成金等） ・組合員勉強会の開催 <p>(2) 企業支援に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金等の情報収集・発信 ・組合員の企業活動の発信（コストダウン等の取り組み紹介） <p>(3) 他団体連携「THE 富田林」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流連携の企画・提案 ・3団体の声掛け（大阪富田林等） 	<p>(1) 収益事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同購入事業 ・駐車場貸付・管理事業 <p>(2) 福利厚生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断の実施 ・親睦会（ソフトボール大会等） <p>(3) 組合員の交流促進（意見交換）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会の実施（昼食会等） ・コミュニティの創出 <p>(4) 新たな規約づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準会員規約の策定（出資金の緩和、議決権の制限等） ・現会員における制限事項（正会員から準会員への転換事項等）

組合等
事業向上
支援事業
関連情報

○ビジョン実現に向けたロードマップ

項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
教育・情報事業のさらなる強化					
(1) 研究会・セミナーの開催 （組合員教育支援） (2) 企業支援に関する 情報発信 (3) 他団体連携 「THE 富田林」	組合組織 体制の構築 ・ 実施内容の 検討	事業実施	検証、改善		
		事業実施	検証、改善		
		事業実施	検証、改善		
既存事業の継続					
(1) 収益事業		事業実施、検証、改善			
(2) 福利厚生事業		事業実施、検証、改善			
(3) 組合員の交流促進 （意見交換）		事業実施、検証、改善			
(4) 新たな規約づくり	構築・検討	事業実施			
		検証、改善			

組合ビジョン策定等、中小企業組合等活性化を中央会が支援します！

お問い合わせ先 ■ 大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 TEL (06) 6947-4371



大阪府中央会情報連絡員報告

府内中小企業の景況

2022年
1月

- 1月のDIは、全9指標のうち8指標が低下、主要3指標は、売上高0ポイント上昇、収益状況10ポイント低下、業界の景況は1ポイント低下している。
- 1月末時点では、製造業では7指標のDIが低下し、また非製造業では3指標のDIが低下している。

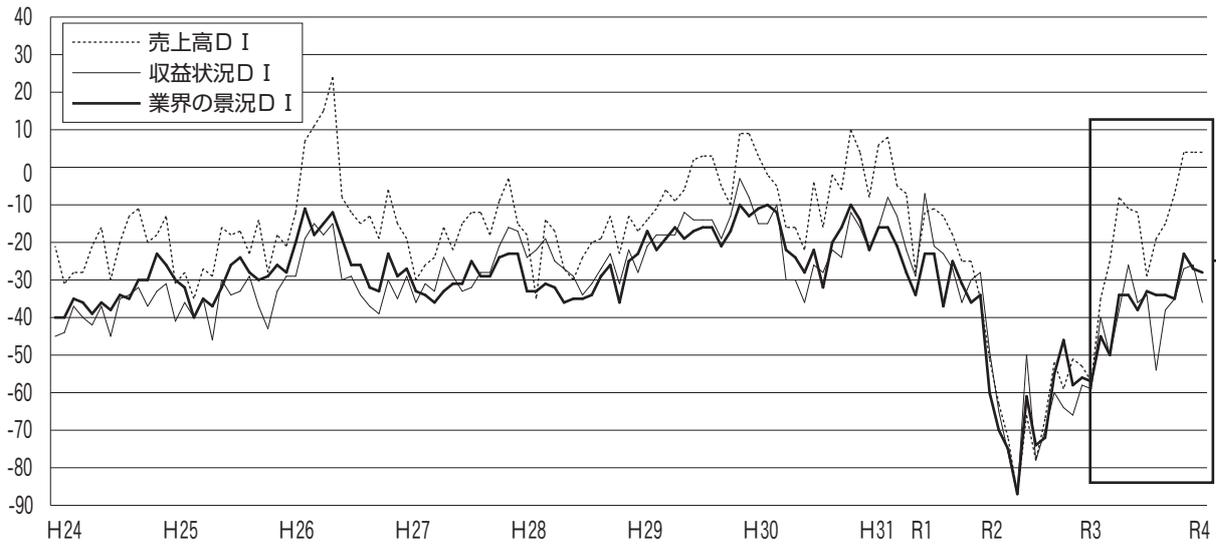
景況天気図

令和4年 1月分	全産業			製造業			非製造業			30以上 快晴
	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比	
売上高	4 	4 	→ 0	△19 	△20 	↓ -1	40 	40 	→ 0	10~29 晴れ
在庫数量	△10 	0 	↓ 10	0 	14 	↓ -14	△50 	△50 	→ 0	9~△9 うす曇り
販売価格	7 	△4 	↓ -11	7 	△6 	↓ -13	10 	0 	↓ -10	△10~△29 くもり
取引条件	△27 	△28 	↓ -1	△38 	△40 	↓ -2	△10 	△10 	→ 0	△30~△49 雨
収益状況	△26 	△36 	↓ -10	△63 	0 	↑ 63	30 	20 	↓ -10	△50以上 大雨
資金繰り	△19 	△20 	↓ -1	△31 	△40 	↓ -9	0 	10 	↑ 10	
設備操業度	△12 	△33 	↓ -21	△12 	△33 	↓ -21				
雇用人員	△4 	△5 	↓ -1	△6 	0 	↑ 6	0 	△10 	↓ -10	
業界の景況	△27 	△28 	↓ -1	△50 	△60 	↓ -10	10 	20 	↑ 10	

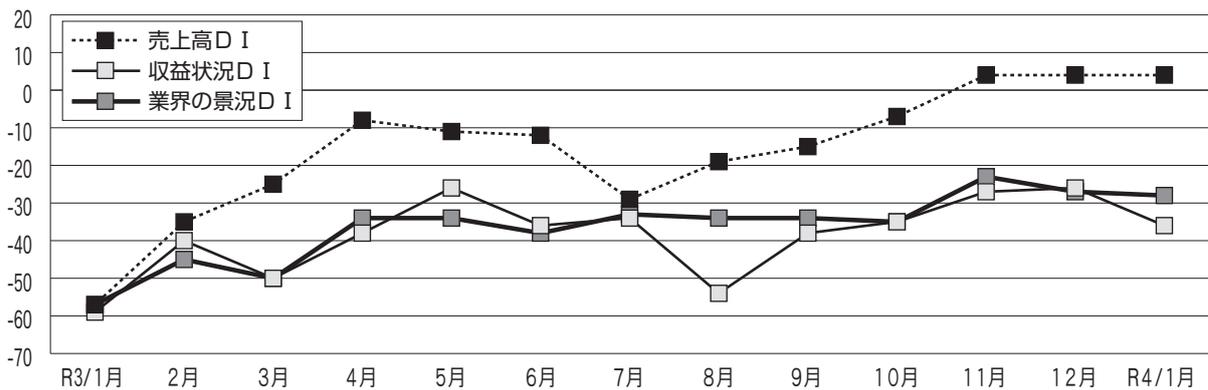
天気図の見方…各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値をもとに作成。その基準は右記のとおりです。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向に表しています。

DI (Diffusion Index : ディフュージョン・インデックス) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から、「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いて求める。

全産業 H24年1月～R4年1月のDIの推移



全産業 R3年1月～R4年1月のDIの推移



調査・研究

業種別概況 (1月分)

【製造業】



水産食料品製造業

昨年末から年明けにかけて、帰省等の外食需要が戻り水産物に動きも見え価格も高騰したが、1月下旬にはまん延防止等重点措置適用から飲食店等の注文が減少するなど景況は悪化している。



綿・スフ織物製造業

一時期回復傾向だったが、オミクロン株の感染拡大の影響により再び景況が不透明になってきている。



毛布製造業

業況の悪化とともに高齢化や倒産などの影響により、組合員の減少に歯止めが利かず業界全体として厳しい状況にある。



木材加工業

コロナ禍において、業界の景況は全体的に悪化している。



古紙収集加工業

1月の段ボール古紙は百貨店・スーパー関係の正月休みもあり、思ったより数量は出なかった。新聞・雑誌は対前年同月比で落ち込んだままが輸出向けの停滞に

より国内製紙メーカーの在庫は増加している。

製本業

コロナ禍の影響で景気の動向は未だ見通せない状況が続いている。

シール印刷業

食料品を中心に好調が続いた年末受注も終わり、操業度は下降している。毎年1月2月は低調局面が続くが今年には特に受注減が目立つ反面、工業製品・化学製品は比較的順調に推移している。

石鹼洗剤製造業

コロナ禍で衛生関連品は依然高い水準の需要は続いているが、特別需要が発生した品目については現在でもその反動減が続いている。

鍛造業

生産量は前年を上回り13ヶ月連続の前年増となり、全体で前年比約117%となった。先月とはほぼ同程度の増加率である。産業機械・土木建設機械用が約26%、自動車用が約18%とそれぞれ前年増となり、半導体や部品不足等の影響による鍛工品の生産量については先行き不透明な状況である。

建築金物製造業

原材料の物流遅延や高騰等が続いており、収益状況がいまだ好転とは言えない状況である

印刷製本機械製造業

電子部品を中心とした部品の品薄状態が続き納品がままならない状態で景況は悪化している。

ブラシ製造業

本年4月1日から、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されることに伴い、特定プラスチック使用製品としてホテルアメニティが指定され、それらを提供する宿泊業（ホテル、旅館等）が特定プラスチック使用製品提供事業者指定されたことから、同製品の使用の合理化を進めていく必要があり、場合によっては大きく業態転換を迫られる事業者が出てくる可能性があり、先行き不透明な状況である。

【非製造業】

電気機器卸売業

商材等の不足から納期の遅れ等もあり受注残高は増加、仕入・販売単価は上昇している。新規先の発注依頼が増え売上増となるなど、業界全体の景況感は好調維持している。

衣服・身の回品卸売業

原油高の影響により仕入れ価格の高騰や輸入関係の仕入れが不安定な状態である。

二輪自動車小売業

新車供給は若干改善されたが需要に対応していない。メーカー取引店以外は入荷の目途がたたず、中古車価格と新車価格との差は大きく縮小するなど、取引条件は悪化している。

地質調査業

大阪府発注の地盤調査業務のほとんどが、3月納期となっており、非常に忙しい。ボーリング作業を発注したいが業者が見つからないとも聞く。常に言われている年度跨ぎの業務発注を望む声がある。舞洲地区のIR関連の地盤調査も引き続き繁忙とのことで景況は好調を維持している。

警備業

前年同月同様、新型コロナウイルス感染症の影響から、大型イベント等の雑踏警備業務が減少したものの、高速道路の集中工事警備業務の受注があり、売上げは増加に転じた。

建設業

半導体不足の影響により、工事に使用する電気関係の商品や建築資材等の入手が難しくなっており、業績は悪化している。

タイル工事業

対前年比では上昇しているものの、一部作業所では新型コロナウイルス感染拡大により工事が止まっている所もあり、昨年末より予断を許さない状況である。

貨物運送業

前月に引き続いて改善傾向にあり引越件数は増加してきたが、単価については価格競争が激しく下落傾向にある。

組合が行う変更登記

1. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

事業年度中に出資金の増加又は減少があったときは、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。
添付書類として「監事の証明書」が必要です。

2. 代表理事の変更登記について

役員の変更による「代表理事」の変更登記については、次の点にご留意下さい。

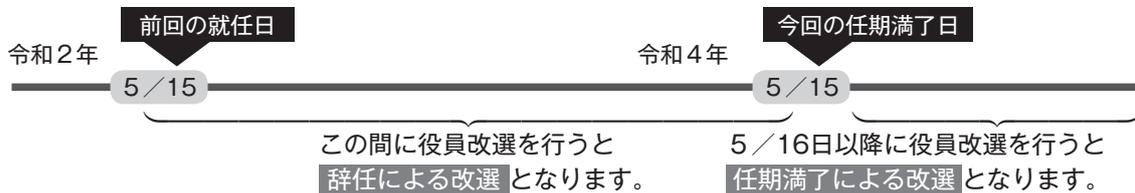
任期満了又は辞任等で代表理事（理事長）に変更があった場合は、就任後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合であっても変更登記が必要です。変更登記を怠った場合は、過料制裁が発生しますのでご注意ください。

添付書類は、以下のとおりとなります。

- ①総会の議事録
- ②理事会の議事録
- ③理事会議事録には、出席した理事並びに監事の実印の押印と個人の印鑑証明書が必要です。ただし、当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事に就任の際に、法務局に届出ている印鑑と同一のものが押されているときは、印鑑証明書の添付は不要です。（法規9、商規82）
- ④定款の抜粋
- ⑤代表理事の就任承諾書
- ⑥辞任届（代表理事が辞任によって変更した場合は組合の実印の押印が必要です）
- ⑦委任状（変更登記を代理人が申請する場合は必要です）

※役員（理事・監事）の任期が辞任か任期満了かの区別について

【例】定款上、役員の任期が2年と規定されていて、2年前の5月15日に役員に就任している場合。



【総会議事録例】

第〇号議案 理事及び監事の選任の件

議長は、本組合の令和2年5月15日就任の理事及び監事及び監事全員が令和4年5月〇日任期満了につき、（又は辞任の申し出があり）その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ…。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

通常総会終了後の 諸手続きのポイント

組合は事業年度終了後、中小企業等協同組合法に基づき認可行政庁ならびに組合事務所の所在地を所管する法務局等に下記の事項について届出や申請等の義務が生ずることになります。

また、下記の添付書類の各様式については、大阪府中小企業団体中央会ホームページの「行政庁への届出様式ダウンロード (<https://www.maido.or.jp>)」に掲載しておりますのでご利用ください。

なお、用紙はA4判を使用してください。

その他、各手続きの詳細については中央会(連携支援部06-6947-4371)においてご相談に応じております。

(1) 決算関係書類提出書 (通常総会又は通常総代会終了の日から2週間以内に提出)

令和3年度の決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)や事業報告書、監査報告については、主務省令(施行規則)に基づき作成することが必要です。

- 【添付書類】①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書
⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面
⑥前各号の書類を議決した通常総会(総代会)の議事録

(2) 役員変更届書 (変更のあった日から2週間以内に提出、役員の変更がない場合は提出不要)

- 【添付書類】①変更事項記載書(新旧役員名簿)
②変更の年月日及び理由を記載した書面
③総会議事録(総代会議事録)
④理事会議事録

なお、通常総会(通常総代会)において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への総会議事録(総代会議事録)添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に全く変更がないときは、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

(3) 定款変更の認可申請

組合の定款を変更するには行政庁の認可が必要です。

下記の書類を袋とじにしたものを2部(協業組合と商工組合は3部)提出してください。

(認可庁が大阪府の場合、袋とじは不要です)

- 【添付書類】①定款変更認可申請書 ②変更箇所新旧対照表 ③変更理由書
④総会議事録(総代会議事録)

なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

※定款変更の認可申請を円滑にすすめるため、事前に中央会(連携支援部)へご相談いただくことをおすすめします。

組合決算期の諸手続き一覧

行事等	手続き	留意事項
	年度末決算処理	
	<p>出資変更の登記</p> <p>決算関係書類、事業報告書の作成</p> <p>↓</p> <p>決算関係書類、事業報告書を監事に提出</p> <p>監査報告書の提出</p> <p>〔・監査期限は4週間を下回る期間を予め定めることは不可（ただし、4週間を下回るまでに監事が報告することは可）〕</p> <p>↓</p> <p>理事会開催</p> <p>〔・通常総会提出議案審議の件 ・監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認 ・通常総会開催日時・場所決定の件〕</p> <p>↓</p> <p>決算関係書類、事業報告書を総会の2週間前までに組合事務所に備置き</p> <p>↓</p> <p>通常総会招集通知の発出・決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提出</p> <p>↑ 10日以上 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。</p>	<p>4週間以内に 決算関係書類 等</p> <p>〔・財産目録 ・貸借対照表・損益計算書 ・剰余金処分案（又は損失処理案） ・事業報告書〕</p> <p>理事会の招集は理事会の7日前までに ※全員の同意があれば招集手続は省略できます。 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。</p> <p>※招集通知に決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して郵送することになります。 〔※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可＝決算関係書類等の提供も不要です。〕</p>
理事会		
	<p>通常総会開催</p> <p>〔・決算関係書類承認の件 ・事業計画・収支予算書承認の件 ・定款変更 ・役員改選の件 等〕</p> <p>↓</p> <p>理事会開催</p> <p>〔代表理事等の選任等〕</p> <p>※総会、理事会終了後の手続き</p> <p>〔・決算関係書類の提出・役員変更の届出 ・定款変更認可申請 ・代表理事の変更登記〕</p>	<p>ただし、役員変更の届出については、役員に関する事項の定款変更がある場合は定款変更認可後となる場合もあります。</p>
通常総会		
理事会		

中央会さんちょっと教えて！

協同組合の会計と税務のQ & A



税理士 坂本 幹雄
(税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)

令和4年度 税制改正のポイント ポストコロナに向けた、中小企業の事業継続と新たな成長への税制改正

組合の質問

令和4年度税制改正について、中小企業関係についてそのポイントを教えてください。

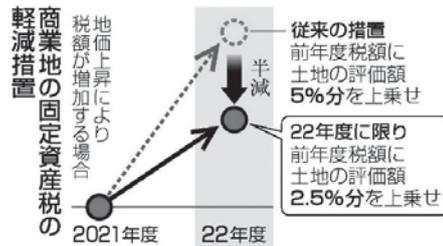
中央会の回答

令和4年度税制改正(案)は、コロナ禍で困窮する中小・小規模事業者の事業継続・雇用維持と、ポストコロナに向けた中小・中堅企業のビジネス変革を後押しする内容となっています。

1 コロナ禍における事業継続と成長を後押しする改正

(1) 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置

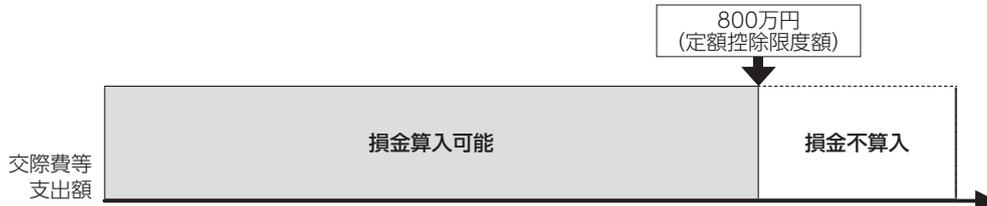
商業地の固定資産税に限り、本来なら地価が上昇すると土地評価額の5%分を上乗せするが、それを令和4年度2.5%とした、コロナ禍における激変緩和措置と位置づけた改正です。なお、令和4年度の住宅用地等は、通常通り計算されます。



(2) 交際費課税特例の延長措置(2年)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う休業・営業時間の短縮等により、特に飲食業の客数・売上の減少が極めて深刻な状況となっている。

こうした中で、飲食業は交際費のなかで利用される機会も多いことから、税制措置による企業活動の活性化とともに消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図るため、中小企業が使用した交際費や接待費のうち、800万円までを経費として扱い、課税対象外の「損金」に算入できる仕組みについて、その適用期限を2年延長する。



(3) 法人版事業承継税制の特例承認計画に係る提出期限の延長(1年)

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少などにより事業承継が後ろ倒しになる傾向にあるため、特例承認計画の提出期限を従来の令和5年3月31日から1年間延長する。

なお、事業承継税制特例制度の適用期限(2027年(令和9年)12月31日)は、延長されない見込みのため、本特例の適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手する。

	改正前	改正後
特例承継計画の提出期限	2023年(令和5年)3月31日	2024年(令和6年)3月31日
特例制度の適用期限	2027年(令和9年)12月31日	同左(改正なし)

2 中小企業の変革等を後押しする改正

(1) 少額減価償却資産の損金算入特例の延長(2年)

現行制度では、中小企業者等が一つ当たりの取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に全額損金算入することが可能となっている。令和4年度の税制改正で、この制度の適用期限を2年間延長する。

しかし、対象資産から「貸付けの用に供した資産」を除外されることとなったため(租税回避防止の観点)、実務上では影響出ることが想定される。

	現行制度	改正内容
少額減価償却資産の損金算入	取得価額10万円未満又は使用可能期間が1年未満の減価償却資産につき、取得価額の全額を損金算入	取得価額10万円未満の減価償却資産のうち、貸付け※の用に供したものを除外
一括償却資産の損金算入	取得価額20万円未満の減価償却資産につき、3年間で均等額を損金算入	対象資産から貸付け※の用に供したものを除外
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入	中小企業者等について、取得価額30万円未満の減価償却資産につき、取得価額の全額を損金算入(年300万円を限度)	対象資産から貸付け※の用に供したものを除外

※主要な事業として行われるものを除く

(2) 中小企業向け所得拡大税制の延長(1年)及び拡充

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、中小企業者等における所得拡大促進税制について、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に引き上げた上で、適用期限が1年延長される。

		～令和3年3月31日(現行)	令和3年4月1日～(現行)	令和4年4月1日～(改正)
適用要件	給与総額の増加率	継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率1.5%以上、かつ、雇用者給与等支払額前年度以上	雇用者給与等支給額の対前年度増加率1.5%以上	雇用者給与等支給額の対前年度増加率1.5%以上
	控除率を乗ずる対象	雇用者給与等支給額の対前年度増加額	雇用者給与等支給額の対前年度増加額	雇用者給与等支給額の対前年度増加額
税額控除	基本	15%	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)	継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率2.5%以上、かつ、次のいずれかを満たすこと…10%を加算	雇用者給与等支給額の対前年度増加率2.5%以上かつ、次のいずれかを満たすこと…10%を加算	雇用者給与等支給額の対前年度増加率2.5%以上…15%を加算
	上乗せ(教育訓練費)	①教育訓練費が対前年度比10%以上 ②認定経営力向上計画における経営力向上の証明	①教育訓練費が対前年度比10%以上 ②認定経営力向上計画における経営力向上の証明	教育訓練費の対前年度増加率10%以上…10%を加算
控除上限額		当期の法人税額×20%	当期の法人税額×20%	当期の法人税額×20%

会計・税務に関する
ご相談・お問い合わせ

大阪府中小企業団体中央会 総務部
TEL (06) 6947-4370

「大阪・関西万博 大阪パビリオン 出展基本計画案 紹介(その4)」

●展示構成

「メイン展示・体験ゾーン」

大阪パビリオンの展示構成は、大きくメイン展示・体験ゾーン、サービス・食体験・中小企業ゾーン、イベント・交流ゾーンに分かれます。メインエントランスを経て、最初のゾーンとなる「メイン展示・体験ゾーン」は大阪パビリオンの中核となるゾーンであり、出展テーマ「REBORN」のもと、PHR（パーソナル・ヘルスケア・レコード）の取得と、そのパーソナルデータに基づくヘルスケア体験や、再生医療などの先端医療技術を活かした「ミライの医療」を体験できるコンテンツを計画します。

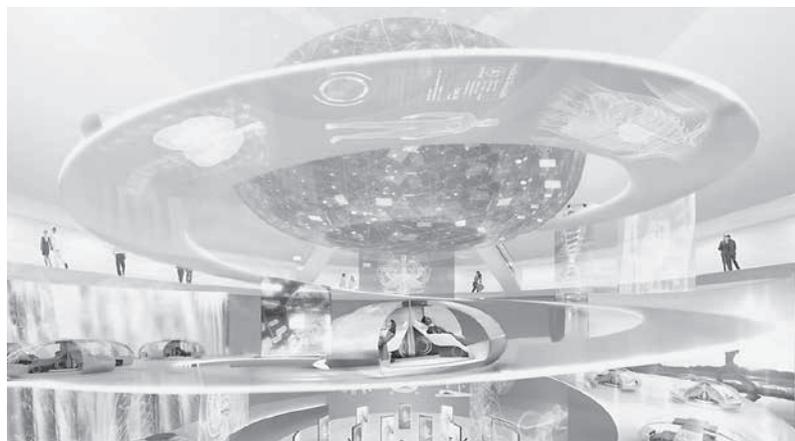
(1) 「まち中のスキャンマシン」

パビリオンの玄関口となるメインエントランスでは、ミライ都市に設置されている「まち中のスキャンマシン」に向き合うことで、これからはじまる非日常の体験への期待感を高めます。スキャンマシンの自動ナビゲーションに答える来館者一人ひとりにあったおすすめの実験ルートを案内します。



(2) 「都市移動用のモビリティ」

ミライ都市を自動走行するモビリティをイメージした車に乗り込むと、VRなどを活用しさまざまな未来を感じる体験とともに、簡単な問いかけへの応答やセンサーを用いたセンシングによって、データの取得が自動的に行われます。乗車後は、取得データを元にパーソナライズされた食、運動、ヘルスケアやエンターテインメントコンテンツに進みます。



(3) 「ミライのヘルスケア体験」

パーソナライズされたヘルスケア・エンターテインメント体験を提供するゾーン。人口知能（AI）

によるビューティーケアやサプリメント、フィットネスプログラム、音楽、メディテーションなど食と身体とココロに関するさまざまな体験によって、訪れた人が新たな気持ちで明日に向けて一歩踏み出せるきっかけを提供します。



(4) 「ミライの医療」

未来に実現が想定される先端的な医療技術やサービスを体感するゾーン。未来の医療は、病院だけではなく、家やまち中、交通機関などに組み込まれ、社会全体で病気を予防し、健康を維持するような仕組みが機能していると想定されます。そういったさまざまな場所に導入される医療テクノロジーや医療機器の進化した姿を目の当たりにできます。また再生医療や、遺伝子治療などの驚きの成果を見せていきます。また、子どもから大人までが、楽しみながら未来の医療を学び、体験することができる参加型の展示を検討していきます。



(以上「2025年日本国際博覧会 大阪パビリオン出展基本計画案 (Ver.2)」より転載)

●大阪パビリオンへの協賛について (大阪パビリオン推進委員会より)

推進委員会では大阪パビリオンに協賛いただける企業・団体を随時募集しています。みなさまと一緒に世界に発信できる魅力ある大阪パビリオンをつくりたいと考えていますので、何卒ご支援、ご協力のほどよろしくお願いします。

◇募集の詳細は、以下Webサイトをご覧くださいませようお願いします。

大阪パビリオンへの協賛について (大阪市Webサイト)

推進委員会事務局 TEL 06-6690-7283

<https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000537665.html>



お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

若手社員の戦力化を目指した定着研修を開催 近畿経済産業局主催 大阪府中小企業団体中央会実施

大阪府中小企業団体中央会は、去る2月2日(水)に、「若手社員の戦力化を目指した定着研修」をオンライン形式で開催しました。この事業は令和3年度「近畿経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」のひとつとして大阪府中小企業団体中央会が実施したものです。講師に株式会社教育総研 代表取締役岡本充智氏を迎え、講義とグループワークの構成で実施しました。



講師の岡本充智氏

講義では、まずはじめに若手社員が目指すべき人材像として、先行き不透明な時代（ブーカVUCA時代）を生き抜くために、「とりあえず試す行動力」、「現状に満足しない柔軟さ」、「何事にも学び続ける力を持つこと」の重要性を確認しました。次に、会社の中の役割からマネージャー型、リーダー型、オペレーター型、エキスパート型の4つの人物像のパターンに基づいて、自分はどのパターンの人物像を目指すのかをテーマに、1グループ4～5人のグループに分かれて、グループワークを実施しました。その他に自分の上司の4つのタイプや10年後の自分のキャリアを描くといったテーマについても講義され、グループワークを実施しました。

研修後のアンケートでは「様々な企業の方とコミュニケーションをとることができて良かった」、「グループワークがあることでただ話を聞くだけでなく積極的に理解しようと思えた」といった回答があり、新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の若手社員が外部の人と会う機会が少ない中、大変意義のある研修となりました。



オンラインによる講義の様子

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.24

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- コロナ感染時の入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.25

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

- コロナ感染時の入院・療養中の所得補償をサポート
- 工作中・24時間の傷害補償をサポート

中央会マネーガード保険制度

P.26

火災等による焼失、風水害リスクから貨紙幣類・有価証券を幅広くサポート

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 業務中のコロナ感染リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス 総合保険制度

P.27

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- コロナ禍で増加するマイカー・自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.28

- 1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.29

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

—— 経営者の方へ ——

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

—— 経営者・役員の方へ ——

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時

事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの

事業承継・
相続税の準備

経営者・役員
のみなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

—— 従業員の方へ ——

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規定」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2019-1127 K-2020-1002(2020.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・どりーむ

※「まい・どりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

団体割引
20%

過去の損害率による割引5%



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,000円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償

NEW

特定感染症プランを追加しました。



所得補償保険

休業補償の決定版!

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償



保険期間

2021年7月1日～
2022年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

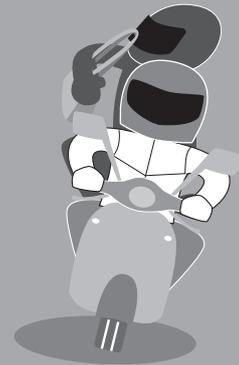
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ21-02063 2021年5月28日作成

各種
共済制度



中央会 マネーガード 保険



コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。

中央会マネーガード保険の

万々に備えた、7つの特長

- 1 確定保険料方式**
▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。
- 2 損害時の自己負担^{ゼロ}**
▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。
- 3 ワイドな補償**
▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどの偶発的な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。
- 4 即時払制度が利用できます。**
▶▶▶ 有価証券(国債証券を除きます。)の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。
- 5 貨紙幣の偽変造を補償**
▶▶▶ てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。
- 6 てん補限度額(支払限度額)が自動復元**
▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は減額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)
- 7 手続き簡単**
▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶発的な事故が
対象となります。



金庫破り、ひったくり
強盗、盗難



火災、爆発による
焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2021年12月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370~4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間 平日の9時から17時

SJ21-08992(2021年10月28日作成)

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネスJネクスト」

— 業務災害補償保険 —



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

— 企業総合賠償責任保険 —



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各種
共済制度

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL：06-6949-4371

FAX：06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL：06-6229-3269

FAX：06-6229-3284

2020.7/AYG11/D

業務災害補償制度 (事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大**30%~割安** (※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット
1事故あたり最高**5億円**
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2021年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保険契約者 全国中小企業団体中央会
制度推進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ21-05500 (2021年8月12日作成)

集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

8,830円
(月払保険料)
年間保険料
105,960円



集団扱 12回払

8,410円
(月払保険料)
年間保険料
100,920円

月々
-420円



年間保険料では
5,040円もおトク！



『G K クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2021年1月1日 ■初度登録：2019年12月 ■記名被保険者：個人<35才> ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
- 家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
- 運転者限定：なし ■対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし）
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円） ■新車割引：適用
- 車両保険無過失事故特約：あり ■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については下記の取扱代理店までお問い合わせください。

●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

各種
共済制度

大阪府中央会の主な実施事業

<p>1月13日(木)</p>	<p>行事 中小企業のための無料法律相談会 ところ 大阪商工会議所 5階501号会議室</p>
<p>2月2日(水)</p>	<p>行事 若手社員の戦力化を目指した定着研修 ところ オンライン形式 ※詳細は本号22頁に掲載しております。</p>

大阪府中小企業団体中央会 福利厚生制度

業務上災害プラン

労災
使用者賠償
20%引

+

傷害
30%引
以上

(業種によって異なります。)

まい・どリーム

- 傷害保険
- 新医療保険
- 所得補償保険
- 長期障害所得補償保険

30%引

スケールメリットを
生かした
有利な中央会の制度を
お役立て下さい。



〈各種保険取扱代理店〉 **大阪中央合同会社**
Osaka Central Limited Liability Company

〒540-0026
大阪府中央区内本町2丁目1番19号 内本町松屋ビル10 1108号
TEL 06-6949-4371 FAX 06-6949-4372

価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか6階
TEL (06) 6947-4370
FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田昌幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所
大阪市北区大淀中3丁目15-5
TEL (06) 6453-2564(代)